

## 神戸市介護従事者資格取得研修受講費補助金交付要綱

平成 30 年 6 月  
保健福祉局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市内の特別養護老人ホームが、その所属する介護職員に対し社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）附則第 3 条に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の資格を取得するために必要な研修受講費を負担（受講者への助成を含む）した場合に、神戸市がその経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、認定特定行為業務従事者の増加を促進することを目的とする。

2 補助金の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則 38 号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 法第 2 条第 2 項に規定する行為をいう。
- (2) 特定行為 法附則第 3 条第 1 項に規定する行為をいう。

### (対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、神戸市に所在する特別養護老人ホームであって、法第 48 条の 3 に規定する登録を受けた喀痰吸引等業務を行う者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）又は法附則第 20 条第 2 項に規定する登録特定行為事業者として登録されている者（以下「登録特定行為事業者」という。）、登録申請をしている者若しくは登録申請を行う予定である者とする。

### (対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる費用は、登録研修機関（法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関をいう。）が実施する喀痰吸引等研修（以下「研修」という。）の受講費（テキスト代及び保険代を含む。）から、受講者本人の自己負担額を除いた金額とする。ただし、原則として兵庫県が外部機関に委託して実施する「介護職員等によるたんの吸引等に係る研修事業」を優先して受講するものとし、県の研修を受講できなかった場合に、当該補助の対象となる登録研修機関の研修を受講するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、研修の受講者1人につき、前条の費用に2分の1を乗じて得た額以内(上限額6万円)とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けることを計画する者(以下「事業計画者」という。)は、次に掲げる書類を当該研修を受講するまでに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 登録研修機関の受講費の内訳がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 事業計画者は、前条に掲げる書類を研修の受講を開始する日の属する年度と同一年度に提出するものとする。

3 事業計画者は、次条による補助金の交付申請を行うまでの間に、事業計画書に記載した事項の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第3項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該研修の修了後、認定特定行為業務従事者認定証の交付及び登録喀痰吸引等事業又は登録特定行為事業者の登録が済み次第、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼補助事業実績報告書(様式第2号)
- (2) 登録研修機関が発行する受講費の領収書の写し
- (3) 認定特定行為業務従事者認定証の写し
- (4) 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請後概ね1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を補助金交付決定通知書の受領後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。